

現代本邦築城史 第2部第14巻 父島要塞築城史

現代文訳： マルベリー 吉井信秋
注：原文は縦書き、文語体の表現は修正せず

村役場教育委員会所蔵資料

父島要塞築城史 目次

第1章 沿革	1 (注・ページ)
第1節 概説	1
第2節 細説	4
第1款 経過	4
第2款 戦備	35
第2章 施設	39
第1節 防御営造物の履歴	39
第2節 編成	39
第3節 素質	45

付表

- 1 父島要塞築城年表
- 2 砲台および補助建設物の履歴

付図

父島要塞砲台位置図

付録

- 1 築城部支部開設当初の業務に関する注意事項
- 2 父島要塞建設要領書
- 3 要塞再整理修正計画要領による父島要塞兵備書
- 4 再修正計画による父島要塞兵備表
- 5 要塞警急戦備下令に応ずる準備に関する件達
- 6 要塞警急(準)(本)戦備下令に応ずる準備に関する件達

<父島要塞築城史>

第1章 沿革

第1節 概説

父島要塞の築城工事は大正9年より開始せられたる要塞整理事業により、大正10年6月南部大村軍道の工事を開始し、超えて7月大村第一及び同第二砲台の建築に着手し、ついでその年12月大村第三及び同第四砲台を起工したるに始まる。

しかるにその後間もなく大正11年2月華府会議における海軍軍備制限条約締結により、太平洋防備現状維持となりたるため工事を中止し、事後災害復旧費、防御営造物新営費、あるいは同修繕費等の運用により、国際問題の惹起せざる範囲において逐次若干の施設改善を行いつつ、昭和11年末における華府会議条約脱退の期を迎えたり。その後は太平洋防備制限条約の撃肘を受けることなく、我が国独自の立場にて防備を実施し得るにいたりたるも、本要塞の本格的な整理はこれまでの要塞整理事業にては行わずして、第二次の要塞整理に関する新予算の獲得を待ちて実施することとなり、現要塞整理事業としては上陸防御を主とする施設に止むることとせられたり。

しかるうちに昭和12年7月には支那事変の勃発となり、昭和14年には戦火は欧州に波及し、一方英米の援蒋排日政策は益々露骨となり、国際情勢は日に険悪に向かいたるをもって、昭和15年8月参謀本部にては父島要塞の他奄美大島、高尾、基隆及び澎湖島要塞に年度動員計画訓令細則附表に示す兵器を発送して防備するに決し、それぞれその手続きを執られたり。

ここにおいて、当要塞にては初めて大村第一、同第二砲台に備砲を行い、また新たに巽谷砲台を新設せられたり。

その後国際情勢、特に日米の関係はきわめて緊迫を告ぐるにいたりたるをもって、昭和16年7月父島要塞他11要塞に警急戦備下令に応ずる準備を命ぜられ、同年9月には、当要塞司令部、要塞重砲兵連隊及び要塞病院の臨時編成を令せられ、さらに同月20日には本戦備下令に応ずる準備を命ぜられ、ついに11月8日にいよいよ本戦備を令せらる。

かくして第一次の要塞整理における工事中止後の欠は、支那事変より大東亜戦争にかけての戦備作業によりて補わるるにいたり。

以下節をかえて沿革を細説するにあたり、当要塞の築城年表を付表第一として掲ぐ。

第2節 細説

第1款 経過

そもそも本邦における要塞建設は明治初年の頃より画策せられ、明治13年には東京湾観音崎地区に砲台建築工事の開始し、明治20年には下関及び対馬要塞、ついで明治22年には由良要塞の建設に着手し、下って明治30年になりて広島湾、芸予、佐世保、舞鶴、翌31年には長崎及び函館要塞の建築工事を始め、33年には基隆、澎湖島要塞の、また日露戦役間には鎮海湾、永興湾および旅順要塞の建築工事の開始せられたり。

日露戦役後、国勢はとみに進展し、戦術技術また著しき進歩を見るにいたりたるをもって、本邦海岸防備全般にわたり、根本的改善の議起り、明治42年末参謀本部にて要塞整理案を策立し、翌43年にて要塞整理案審査委員会を設けて、整理案の審議を開始し、45年8月審査委員会は審議の結果を陸軍大臣及び参謀総長に報告せり。(第1第1章付録第53参照)

上(原文・右)審査の結果については予算その他の関係にて、いまだ実効の緒につかざるうちに欧州大戦となり、わが国またこれに累して大正3年には青島出兵となり、しかして大戦の結果は国際情勢の変化、戦術技術の進歩等により最早従前の整理案そのままにては実行を許さざるにいたりたるをもって、大正6年8月参謀本部にて要塞再整理案を作り、同年これを要塞再整理案審査委員会の審査に付せたる。

この審査は同年10月より11月にわたり11回の会議によりその終了を見、同年12月報告書(第1第1章付録第55参照)を提出せられたり。よって参謀総長は上(原文・右)報告書に基づき陸軍大臣と協議の上、要塞整理要領(第1第1章付録第56参照)を作製し、大正8年5月15日、允裁を仰ぎ、即日御裁可あらせらる。

本要領においては、既設の函館、芸予及び広島湾要塞を廃し、新たに朝鮮海峡要塞系、豊予、津軽及び室蘭要塞を設けることになりありて、いまだ太平洋方面に対する父島及び奄美大島要塞の建設には触るところなかりき。しかるに欧州大戦一度終息するや、**の大勢に変調を來たし、今や帝国の四隣ことに太平洋方面に対して、少なくとも支那大陸を抱擁し、これに占拠するにあらざれば自守の目的を達するあたわざるにいたり。しかして太平洋方面における国防の第一線は南においては南西諸島、台湾の線を選ぶを至当と考えらるるをもって、新たに南西諸島中奄美大島に一要塞を建設し、澎湖島要塞を相まって、一はもってこの方面における海軍の活動に根基を与え、一はもって朝鮮海峡の交通連絡の益々安固ならしむるの要あり。一方又潜水艦及び航空機の発達に伴い、敵にこの種利器使用の根拠地を獲得せしめざるため、小笠原父島に若干の防備を施し、もって敵のこれを利用するを妨げ、合わせてこの方面に策動する帝国海軍一部の拠点たらしむるの必要を生じたるをもって、前記要塞整理要領の追加として父島及び奄美大島に要塞を建設するの計画(第1部第1章付録第57参照)を策立し、大正8年12月11日上奏、翌12日御裁可あらせらる。

そもそもこの両要塞新設に関しては、海軍側の熱望極めて大なるものありき。しかして陸軍また大戦後の新情勢に鑑みその必要を認め、ついに明治の末期より画策の開始せられ、ようやく本年5月御裁可となりし要塞整理要領に、さらに追加として両要塞の台頭を見るにいたりたるものなり。

本追加要領による父島要塞の目的、任務及び兵備は下(原文・左)の如し。

目的：南方諸島方面における我が海軍の拠点を成形す。

任務：海上及び空中よりする敵の攻撃に対し我が海軍と相まって二見港を援護す。

兵備：堡塁砲台 砲種砲数

大村第一 四五式二四榴 4

振分山 一五速加 4

大村第二 一五速加 4

洲崎 七・五速加 4

予備砲 山砲 8 高射砲 4 機関砲 12

かくして要塞整理に関する予算は、大正9年6月開かれたる臨時議会の協賛を経たるをもって、

いよいよその年より要塞整理の第一期工事として父島、奄美大島、澎湖島及び豊予要塞の建設業務を開始することとなり、大正 9 年 8 月 2 日築城部の編成を改正せられ、同年 10 日築城支部の位置及び等級を下（原文・左）のごとく定めらる。

名称	等級	位置
築城部豊予支部	一等	大分県北海部郡佐賀ノ関
築城部奄美大島支部	一等	鹿児島県大島郡東方村古仁屋
築城部横須賀支部	二等	神奈川県横須賀市
築城部父島支部	二等	東京府小笠原島父島大村
築城部澎湖島支部	二等	台湾澎湖島馬公

同日新設の各支部職員の任命ありたるをもって、父島支部は直にその月築城部本部内に仮事務所を開き、庁中備品の整備及びその他所要の準備を整え、10 月 2 日横浜出帆同月 5 日父島大村に到着し直に支部を開設す。

当時支部開設当初の業務に関し築城部本部より各支部長に与えられたる注意事項は付録第 1 の如し。

次いで同年 9 月 3 日要塞建設実施細則を改定（第 1 部第 2 章付録第 27 参照）せられ、築城部本部長を長とする要塞建設実行委員会を設置し、各委員及び幹事の任命あり。さらに翌 4 日陸軍大臣は今回建設に着手する父島、奄美大島、澎湖島及び豊予要塞の建設要領書を要塞建設実行委員長に下付して審議の上詳細の計画立案を命ず。父島要塞の建設要領書は付録第 2 の如し。

本建設要領書においては現地踏査の結果、砲台の位置を下記（原文・左記）理由により全部大村地区にまとめ、さきに追加要領にて定められたる振分山及び洲崎砲台はいずれも皆大村地区に移されたり。

大村地区に集結の理由

- 1、兵備を二見港の南北両岸地区に分置する時は営造物、交通並びに通信複雑となり多くの経費を要す。
- 2、南岸のみに集結するも不利なり、航路は南岸に近しゆえに死角生じ砲台を適当に配置する能わず。
- 3、南岸に集結せしむる時は海軍建設物の所在地たる奥村の援護不確実となる。
- 4、南岸は地形険峻にして土質不良なり。

新建設要領書による兵備は左の如し。

砲台	砲種	砲数	摘要
大村第一	四五式二四榴	4	大正 9 年 11 月奄美大島要塞嘉鉄第一砲台の七年式三十榴と交換
大村第二	一五速加	4	
大村第三	一五速加	4	
大村第四	七・五速加	4	
予備砲	山砲	8	高射砲 6 機関砲 12

要塞建設実行委員長はさきに下令せられたる四要塞建設要領書の審議の結果を、9 年 10 月要塞建設設計要領書をもって陸軍大臣に覆審するとともに、別に該四要塞の建設要領に関し一部の改正意見を提出せり。

本改正意見中父島要塞に係る事項は左の如し。

- 1 父島要塞大村第一砲台は四五式二十四榴榴弾砲 4 門と、奄美大島要塞嘉鉄第一砲台の七年式三十榴長榴弾砲 4 門と彼此（あれこれ）交換すること。

（理由）

近時軍艦の攻防装備著しく進歩せる結果、父島要塞大村第一砲台の二十四榴榴弾砲は本要塞

の任務に鑑み、その威力少々微弱にして少なくとも三十糎以上の大口徑砲を必要とす。しかれどもすでに予算計画の了せる今日、にわかにならざるを得ざるべきをもって、国防上一時比較的忍び得べき奄美大島嘉鉄第一砲台の三十糎榴弾砲とあれこれ交換し、後日整理、余裕を得て奄美大島東方面の二十四糎榴弾砲を三十糎長榴弾砲に変更するを可とす。

2 大村第二、第三砲台十五糎加農 8 門は将来移動砲架の制定を待ってこれと交換するを可とす。
(理由)

大村第二、第三砲台はその任務上二見港に対する敵艦艇の動作の極力妨害せざるべからず、しかるに本砲台は露天にして外海並びに上空より瞰望（かんぼう）せられやすく、過早に敵火の損害を受くるおそれあり、ゆえに火砲を援護し確実にその任務を達成せんがためには砲塔となすを可とするも、経費の関係上実行困難なるをもって、むしろ待機期間はなるべく掩蔽を確実にし、所要の時期に臨み迅速に戦闘位置につかしむる処置の講ずるを可とす。目下十五糎加農移動砲架に関しては技術本部において研究中にして近々実現せらるべきをもって、将来その制定を待って移動砲架と交換するを可とす。

上（原文・右）改正意見第 1 項は直に採用せられ、同年 11 月第一砲台の火砲は三十糎榴弾砲に改めらる。

次いで陸軍大臣は同年 12 月 18 日陸機密第 90、同 91 号をもって第父島要塞建設要領書及び同建設設計要領書の築城部本部長に下付して工事の実施を命じ、同時に砲台建設緩急順序を下（原文・左）のごとく指示す。

父島要塞砲台建築緩急順序	
緩急順序	砲台名
1	大村第二砲台
2	大村第一砲台
3	大村第三砲台
4	大村第四砲台

よって築城部にては測量、設計図書の調整その他の諸準備を行い、いよいよ大正 10 年 6 月大村南部軍道の工事に着手し、ついで 7 月大村第一、同第二砲台の建築工事に着手せり。これ実に当要塞における砲台建築工事の嚆矢なり。

大村第三、第四砲台は大正 11 年度以降においてその建築の開始する計画なりしが、大正 10 年 11 月米国ワシントンにおいて世界平和会議開催せられ、同会議の進行に連れて海軍軍備制限のため、太平洋防備は現状を維持し、将来防備の増進を行わざるごとなるの情勢現れ始めたるをもって、その以前になるべく施設を増備し置かんがため、にわかにならざるべく第三、第四砲台を起工することとなり、同年 12 月その工事を開始せられたり。

こえて大正 11 年 2 月ワシントン会議は終了し、いよいよ太平洋防備は現状維持となりたるをもって、同月 27 日陸軍大臣は陸密第 33 号をもって父島、奄美大島及び澎湖島要塞の要塞整理に属する築城工事の中止を築城本部長に達す。

よって築城部本部長は直にこの旨を支部長に通達するとともに支部をして中止に伴う各般の整理業務の実施せしむ。

工事中止当時の現状は竣工図書及び履歴表により明らかなるごとく、いずれの砲台も軍道、砲座（砲床未完）及び一部の補助建設物等の構築に止まり、備砲作業は実施にいたらず。しかし条約締結直前に現状維持となるべき傾向現れたるをもって、現地の支部にては本部長の指示に基づき急速に偽砲を備え備砲完了をもって現状たらしむるごとく実施したるも、全権委員とわが中央部との連携その点まで運ばざるうちに条約調印となり、火砲は内地に準備しありというをもって現状とすることとなれり。

多年の懸案たりし要塞整理事業はようやくにして大正 9 年よりその業務の開始となり、起工を 10 年より四要塞の砲台建築工事に着手したりしが、ここに早くも三要塞はその建築工事を中止せざるべからざるにいたりたるをもって、次期工事としてにわかにならざるべく朝鮮海峡方面の鎮海湾、対馬及び壱岐要塞並びに津軽要塞の整理にかかわる建設業務を開始することとなれり。しかして前記工

事中止の三要塞地の築城部支部は大正 11 年 8 月その編成を著しく縮小して大部の職員は新たに開始の要塞地に設けらるる築城部本部臨時派出所（大正 12 年 4 月 1 日支部に改編）の職員に充用せらるることとなり、父島支部職員の大部は鎮海湾要塞の要塞整理事業のため、築城部本部釜山臨時派出所要員に当てらる。

かくして後に残りし支部は翌 12 年 4 月 1 日父島要塞司令部の設置を待ち、防御營造物その他所命の図書、器材等の該要塞司令部に引き継ぎ、大正 12 年 4 月 30 日いよいよ廃止せらる。

上（原文・右）のごとく三要塞の工事中止となりたるをもって、先に決定したる要塞整理要領は改正を要するにいたり、大正 11 年 3 月より審査委員会において審議を行い、同年 8 月委員会は審査の結果を陸軍大臣及び参謀総長に報告す。（第 1 部第 1 章付録第 58 参照）よって参謀総長はこの報告書に基づき陸軍大臣と協議の上、要塞再整理要領（第 1 部第 1 章付録第 59 参照）を作製し大正 12 年 2 月 2 日、允裁を仰ぎ即日ご裁可となる。

本再整理要領においては父島要塞の兵備は工事中止の関係上予備兵器として左記のごとく計上せらる。

七年式三十糎榴長	4	（大村第一砲台用）
七年式十五加	8	（大村第二、第三砲台用）
十一年式七・五加	4	（大村第四砲台用）
野砲	14	（うち 2 は改造三八式高射野砲）
山砲	8	
一五臼	2	
九臼	4	
機関銃	8	
高射機関銃	4	

工事中止後における当要塞は一部の防御營造物を有するのみにして、要塞防備の骨幹たる火砲その他の兵器は 1 つとしてその備えなく、ただわずかに要塞地帯法により軍機保護上の取り締まりを行うにとどまり、はなはだ寂寥たるものなりしが、かくては有事の際非常なる不利を生来せしむるのおそれあるをもって、何らかの手段を講じ国際法に触れざる範囲において施設の面目を新たならしむるの方針の下に、毎年の新営費およびの修繕費の配当を顧慮し、また昭和 2、3 年の頃よりかつて築城支部にて工事実施中に設備したる仮設物の貯水場、観測所、薬莖庫、砲廠、油庫、器材置場、掩蔽部、炸薬填実所付属火薬置場、弾廠、砲具庫、清涼火薬庫、乾燥火薬庫、監守衛舎等の名称を付して防御營造物として国有財産に編入の手續きをとり、その後機を見てこれら營造物の改築あるいは補修を行い、あるいはまた風水害に便乗して災害復旧費の運用を計るなど各種の手段を用い逐次改善を計られたり。

これらの手段により構築せられたるものは竣工図書および履歴表に記載せられあるが、今その主たるものを掲げれば下（原文・左）のごとし。

1、大村第一砲台

観測所 5（林投山、三日月山、高山、家内崎、巽崎）、
監守衛舎、貯水所、砲廠、油庫、砲側庫(改)、砲座(改)

1、大村第二砲台

観測所 1、弾廠、貯水所
薬莖庫、砲側庫(改)、砲座(改)

1、大村第三砲台

観測所 1、貯水所、胸墻(きょうしょう・胸壁など盛り上げたもの)(改)
監守衛舎、貯水所、砲廠、油庫、砲側庫(改)、砲座(改)

1、清瀬弾薬本庫

清涼弾薬庫 1、乾燥弾薬庫 1、未填薬弾丸庫 1、監守衛舎、薬莖庫、
火薬試験所、炸薬填実所付属火薬置場

かかる間に一般情勢は変化し、さきに大正 12 年に制定せられたる要塞再整理要領は大修正を

行うこととなり、昭和 8 年 3 月要塞再整理及び東京湾要塞施設復旧修正計画要領（第 1 部第 1 章付録第 61 参照）の制定を見たり。

本修正計画要領による父島要塞の兵備は付録第 3 のごとくして兵備決定の要旨は下（原文・左）のごとし。

- 1、本要塞は防備制限区域に属するをもって戦時迅速備砲可能なる移動式大口径加農 1 砲台、中口径加農 2 砲台を防御の骨幹とし、かつ前記諸砲台の死角を消滅するため大口径榴弾砲 1 砲台を置く。
- 2、二見湾を直接防御しならびに敵の上陸攻撃に対するため、中小口径砲若干を整備す。
- 3、上（原文・右）本島の防空は主として海軍の担任に属するも、陸軍担任区域の防空ならびに要塞直接の防空のため、防空兵器若干を整備す。

今再整理要領と今回の修正計画要領における砲台及びその火砲を比較すれば左のごとし。

砲台名	再整理要領	修正計画要領
大村第一	七年式長三十榴 4	四五式二四榴 4
大村第二	七年式十五加 4	四五式十五加 4
大村第三	七年式十五加 4	三八式十加 4
大村第四	十一年式七加 4	三八式十二榴 4

しかして修正計画にては予備火砲中に九〇式二十四列車加農 2 門を新たに配当せらる。

今回の修正計画要領に制定に際し、全国未着手の大口径砲塔砲台及び大口径榴弾砲砲台を多数計画より削除せられたるため、要塞再整理費にもまた築城部業務にも若干の余裕を生ずるに至り、なお一方においては極東蘇国(注・ソ連)海軍力の急速なる復活ならびに空軍勢力の激増等に鑑み、昭和 9 年の頃より朝鮮海峡要塞系の各要塞その他津軽海峡要塞等において予備火砲を使用して平時より砲台を築設せらるるにいたれり。また昭和 11 年末には太平洋防備制限撤廃の新情勢（昭和 9 年十二月帝国はワシントン会議にて締結せられたる海軍軍備制限条約破棄の通告を発したるをもって 2 ヶ年後の昭和 11 年末には太平洋防備制限条約より離脱することとなる）発生に応じ太平洋作戦根拠地確保のため所要の防備充実の要ある等の状況到来せるため、さきに昭和 8 年に制定せられたる要塞再整理修正計画要領にさらに再修正を加うることとなり、昭和 11 年 9 月参謀本部にて再修正計画要領（第 1 部第 1 章付録第 66 参照）を策立して、御裁可を受け、越えて翌 12 年 8 月上（原文・右）要領に基づく細項計画(第 1 部第 1 章付録第 67 参照)を策定せらる。

本再修正計画においてはまず大陸作戦準備の万全を期するため、朝鮮海峡要塞系防備の充実に重点を指向し、太平洋方面第一戦要塞の本格的整備は昭和 17 年以降（要塞再整理事業は当時昭和 16 年度をもって終了することになりあり、ただしこれはその後昭和 17 年度をもって終了することに変更せらる）にいて第二次の要塞整理としての新予算お獲得を待ちて行うを本則とすること定められたる結果、父島要塞の兵備は付録第 4 のごとく極めて消極に計画せられたり。それがため砲台としては大村第二砲台を存置するのみにして、ほかに予備砲台として四五式十五加 4 門、十一年式七加 4 門その他若干の野山砲、高射砲等の配当せらる。

かくして当要塞の整理事業はいよいよ上（原文・右）予備火砲の整備をもって終焉を告げ、新たに防備制限条約を脱解したる本邦独自の計画による本格的整備に関しては将来において考えべき問題として昭和 17 年度以降に第二次の要塞整理事業にて実施に着手の予定なりしも、支那事変の進展に伴い昭和 16 年夏季の頃より第二次の要塞整理事業は当分実施せざるの方針となれり。ただし昭和 15 年度には次款戦備の項にて述ぶるがごとく、支那事変に関連して奄美大島、高雄、基隆、澎湖諸島等の要塞とともに兵器の送付を受けて下記（原文・左記）のごとく大村第一、同第二砲台に備砲し、さらに巽谷砲台を新設せられたり。

大村第一砲台	四五式二十四榴	4 門
大村第二砲台	四五式一五加	2 門
巽谷砲台	三八式十二榴	4 門

右のうち大村第一砲台の火砲は最初要塞整理要領追加として、御裁可を仰ぎたる際の兵備表にては四五式二十四糎榴弾砲となりしを、いよいよ工事着手の直前に父島要塞建設要領を要塞建設実行委員会にて審議の際既述のごとく火力強化のために七年式三十糎榴弾砲に変更せられたり。その後昭和 8 年における修正計画要領制定の際には当要塞が防備制限区域内にあるため、平時の施設不可能なるにより、戦時迅速に備砲するに容易なるごとくするため、三十糎榴弾砲をまたもとの四五式二十四糎榴弾砲に復帰せしめらる。その後昭和 11 年における再修正計画要領の制定の時に本要塞の根本的防備に関しては第二次の要塞整理に譲ることとして第一砲台は兵備表中より除かれたるを、今回支那事変勃発後の新情勢に*応するため、早急整備の必要上四五式二十四糎榴弾砲を据置けられたるものなり。

第2款 戦 備

昭和12年7月、支那事変勃発後間もなく、8月20日朝鮮海峡要塞系の各要塞並びに長崎、基隆および澎湖島要塞に警急戦備（防空並びにこれに伴う警備のみ）を令せられしが、当父島要塞には地理的關係にて、当分の間その必要もなくして経過せり。

その後、支那事変は増大の一途をたどるのみにて、一方、昭和14年9月には独波（注・ドイツ・ポーランド）開戦となり、次いで英仏のドイツに対する国交断絶となり、国際情勢はいよいよ険悪となりたるをもって、昭和15年8月、当要塞に昭和15年度陸軍動員計画訓令細則附表に示す。下記（原文・左記）兵器を発送して、防備を施すこととなり。前款末尾に記述のごとく配備せられたり。

四五式二十四糎榴弾砲	四門	（大村第一砲台）
四五式 十五糎加 農	二門	（大村第二砲台）
三八式 十二糎榴弾砲	四門	（巽谷砲台）
十一年式七糎加 農	四門	（予備大砲）
鋼 製 九糎臼 砲	四門	（予備大砲）

これと同時に、奄美大島、高尾、基隆および澎湖島要塞にも兵器を発送せられたり。

昭和16年6月22日独ソ開戦となるや、これをめぐりて国際情勢益々険悪となりしをもって、帝国はこの間に処して断固たる決意をもって国策の遂行に邁進するため、7月2日、政府首脳部及び統帥部の連合になる、御前会議において重要国策を決定し、その準備として7月中に、三次にわたり相当広範囲の動員を下令せられ、一方要塞に対しては7月3日、父島要塞その他11要塞に対し、警急戦備下令に応じえる準備として、昭和16年度帝国国土防衛計画訓令による警急戦備守備部隊中の重砲兵部隊を速やかに配置して、隠密に随時警急戦備に就き得るごとく準備を整えしむるとともに、所要の訓練特に高射砲要員の急速教育を実施すべき旨を達せらる。（付録第5）

その後、同年7月21日、仏印（注・フランス領インドシナ）との日仏協同防衛条約成立に基づき、同月9日我が軍の南部仏印進駐を転期として、対米英の關係は急激に悪化し来たりたるをもって、9月に入り帝国は相当大なる軍隊の動員を行うとともに、要塞に対しては戦備下令の準備に着手せられたり。すなわち本父島要塞にありては、同月10日、父島要塞司令部、同要塞重砲兵連隊、並びに病院の臨時編成を令せられ、さらに同月20日、本戦備下令に応ずる準備を命ぜらる。

（附録第6）

かくして昭和16年11月8日いよいよ本整備を令せられ、その第一日を11月12日を定めらる。

かくしてついに同年12月8日、米英に対し戦線の詔勅は渙発（注・かんぱつ）せられたり。しかして同月12日の閣議において本戦役を支那事変と合わせて大東亜戦役と命名せられたり。

戦備作業においては本史攔筆（注・閣筆・かくひつ・筆をおくこと）の時期なおいまだ戦時中にして、作業実施途上なるをもってこれが記述を省略す。

第2章 施設

第1節 防衛營造物の履歴

前章において本要塞防備一般に関する沿革を記述せしが、なおさらに砲台その他補助建設物の履歴概要を表示すれば、附表第2の如し。

第2節 編成

本要塞の任務は、海上及び空中よりする敵の攻撃に対し、我が海軍と相まって二見港を援護するにあるをもって、砲台は二見港口に配置することとし、しかしていまだ現地調査を行わざりし時の図上の計画としては、港口兩岸に二砲台宛を分置することとなりありしも、現地踏査の結果、港口北岸の大村地区に集結せしむることに決したるは、すでに前章にて述べたるが如し。

しかれども元来本要塞の目的は、父島をしてこの方面に作動する我が海軍の拠点たらしむるとともに、敵をしてこれに拠（よりどころ）をしめざるごとくするにあるをもって、単に二見港口を援護するのみにては不十分に、その一部の火力は本島の四周に及ぼさるべからず。これがため大村第一砲台の任務には、父島の四周よりする敵艦の動作を妨害することを付加せられあり。それがため該砲台用として兄島の家内見崎及び父島東南端の巽崎に観測所を設置する計画なりしも、これら観測所は工事着手に至らざるうちに、ワシントン会議のため、当要塞の建設工事中止となり出現にいたらざりき。しかれどもそのあと昭和7年度に災害復旧費の利用により構築せられたり。

そもそも、第一砲台のみをもって父島全周にその威力を及ぼさんとするごときことは甚だ虫の良き話にして、真に本島の防備を十分ならしめんとせば、さらに兵備増強の要あるべきも、元来本要塞は、最初要塞整理要領策定の時には、計画せられあざりしを、海軍よりの強いての希望に基づき奄美大島要塞とともに、要塞整理要領の追加として増強せられたるものにして、かかる経緯の下に兵備の決定に際しては、二等要塞以下の程度に取り扱われ、ついに二十四糎榴弾砲一砲台をもって要塞の骨幹とし、その他に中小口径砲台三個を有するのみにて、これら三砲台はもっぱら二見港の援護に当てられたり。かくのごとき状態なるをもって、要塞建設実行委員会において父島要塞建設要領書審議の際に、委員中にはむしろ第一砲台の二十四糎榴弾砲を廃して、口径小なる直接防御の砲数を増加するを可とすとの意見を有せしものありたり。しかれども、かかる大変更は実行委員会の権限外なりとの理由により、詮議に至らずして、不足ながらも勢力維持のため、二十四糎榴弾砲をもって我慢することとなれり。しかるに幸いに奄美大島要塞に、三十糎榴弾砲砲台二個を有しありて、父島に比し幾分兵備に余裕ありしをもって、このうち一砲台の火砲と交換することとして実行委員会の審議を終わり、その結果を大臣に復申してその決定を見るにいたり、ここに大村第一砲台の火砲は三十糎長榴弾砲に改められたり。しかるにワシントン会議に基づく太平洋防備制限条約のため、該条約の有効期間中は平時における備砲作業不可能なるをもって戦時必要の際急速に備砲を可能ならしむるごとくするため、折角三十糎に改めたるものを修正計画要領にて、また旧（もと）の四五式二十四糎榴弾砲に変更せられたり。

既述のごとく、二見港口北岸大村地区に、全砲台の集結したることは、父島の東南地区に対しはなはだしく兵備の不足を生じ、敵をして該方面の奇襲を容易ならしむるの憂いあるをもって、要塞戦備計画にては、常にこの方面に注意を払われありしが、ついに昭和15年に支那事変費をもって巽谷砲台を新設せられたり。

次に本要塞の編成上特に留意を要することは用水特に飲用水にして、いたるところ海岸に近きため、井水は塩分のため飲料に適せず、島民はほとんど天水を利用しある状態なり。ゆえに防御施設としては天水の収集貯蔵を計るを要あるのみならず、所々に貯水所を設け戦時守備兵に対し、水の欠乏の生ぜざらしむること肝要なり。

第3節 素質

父島要塞の防御建造物の素質として時に考慮を要するは台風に対する処置なり。これがため木造建物は各部材の寸度の大きならしむるとともに、燧梁、筋違、繫材、支柱、方杖、鉄物等の増用、軒出の短縮等を行い、また初めて当要塞建設工事着手の際には築城部支部職員現地到着後 10 数日にして稀有の強烈なる台風に見舞われたるため、職員一同台風に対する観念を特に深からしめ、ついに第二砲台のごときはその位置山上なるのゆえをもって堅固を計るため、砲具庫を石造とし、また監守衛舎の両側壁の石とコンクリートの練積みとせり。

その後、幸いに極端なる台風無く、また職員も次第に現地に経験を重するにいたり、昭和年間に逐次増設せられたる補助建設物には多くの木造建築を見るにいたり。ただし第二砲台の弾廠の風当たり特に激しきをもって鉄筋コンクリート造りとせられたり。

砲側庫中、第一砲台の第二砲側庫はワシントン会議による工事中止以前に構築せられたるも、その他の砲側庫は、各砲台いずれの砲側庫も皆工事中止以後に機を見て災害復旧費、修繕費等の利用により構築せられたるものなり。しかして工事中止以前に構築せられたるものは、敵主力艦主砲に対する抗力を有せしむるため、その位置天然の地形により十分掩護せられあるにかかわらず相当堅固に構築せられ各部下（原文・左）の厚さを有せり。

脚壁 2.00 米 奥壁 1.50 米 穹窿 2.50 米

その後構築せられたる第一砲台の第一砲側庫は下（原文・左）の厚さを有す。

脚壁 1.50 米 奥壁 1.50 米 穹窿 2.00 米

第二砲台の砲側庫中、最右翼の第一砲側庫を除く、他のものは下（原文・左）の厚さを有す。

脚壁 1.00 米 奥壁 1.00 米 穹窿 1.50 米

第二砲台第一砲側庫は、大正 11 年における工事中止以前に脚壁厚 2.50 米、奥壁厚 2.00 米の設計のもとに壁の内外両側に堰枠的の鉄鋼コンクリート厚さ十糎を打設しありしたため、後年砲側庫の仕上げにあたり、この堰枠用鉄鋼コンクリートを、そのまま利用したるにより、脚壁、奥壁は旧設計のままの厚さを有し、穹窿のみは他の砲側こと同じく 1.50 米とせられたり。本砲側庫は他のものと異なり、その位置地形の掩護を欠き、自然地上に築き上げたる形なるをもって、元来の設計は相当にコンクリートの厚さを増大せられありしものなり。

<付表第1>

父島要塞築城年表

大正	8年	5月	要塞整理要領 裁可	
		12月	要塞整理要領追加 裁可	
大正	9年	6月	要塞整理費予算臨時議会通過	
		8月	築城部父島支部設置	
		同月	支部長に与うる注意事項	(付録番号1)
		9月	陸軍大臣、父島要塞建設要領書を要塞建設実行委員長に下付して審議を命ず	(付録番号2)
		10月	要塞建設実行委員長、上(原文・右)復申	
		同月	築城部父島支部現地にて事務開始	
		12月	陸軍大臣、父島要塞建設要領書及び同建設設計要領書を築城部本部長に下付して工事の実施を命ず	
大正10年	6月		大村南部軍道起工	
	7月		大村第一、同第二砲台起工	
	11月		米国ワシントンにおいて海軍軍縮会議開催	
	12月		会議の趨勢によれば、太平洋防備は現状維持となる模様なりしをもってにわかにかに大村第三、同第四砲台の建築工事に着手する	
大正11年	2月		ワシントン会議終了し、太平洋防備現状維持となりたるをもって、工事を中止す	
	3月		要塞再整理案の審議開始	
	8月		上(原文・右)審議終了、復申	
	同月		築城部父島支部の編成を縮小しその大分の職員は鎮海湾要塞の要塞整理事業のため築城部本部釜山臨時派出所要員に充当せらる	
大正12年	2月		要塞再整理要領 裁可	
	4月		1日、父島要塞司令部設置	
	同月		30日、築城部父島支部廃止	
昭和	8年	3月	要塞再整理修正計画要領 裁可	
	同月		修正計画要領による父島要塞の兵備	(付録番号3)
昭和11年	9月		要塞再整理再修正計画要領 裁可	
昭和12年	7月		支那事変勃発	
	8月		再修正計画要領に基づく細項計画なる	
	同月		細項計画による父島要塞の兵備	(付録番号4)
昭和15年	8月		支那事変による国際情勢の変化に対応するため、年度動員計画訓令細則に示されある兵器の交付を受け 大村第一、同第二砲台に備砲し、別に巽谷砲台を新設す	
昭和16年	6月		22日、独蘇(ドイツ・ソ連)開戦によりて国際情勢益々険悪となる	
	7月		3日、父島要塞他11要塞に警急戦備下令に応じ得る準備命令を發せらる	(付録番号5)
	9月		10日、父島要塞司令部、同要塞銃砲兵連隊、同病院の臨時編成を令せらる	
	同月		20日、父島要塞に本戦備下令に応ずる準備を令せらる	(附録番号6)
	11月		8日、本戦備を令ぜられし、その第1日を12日と定めらる	

12月 8日、米・英に対し戦線を布告せらる
12日、支那事変を合して大東亜戦争と命名せらる

<付表第2>

(注・標高、当初の建築、竣工後の主たる移動、摘要などは、文字小さく解読不明のため省略)

父島要塞砲台履歴

大村第一砲台

任務：父島の四周特に二見港前方一帯の海面より同港に対する敵艦の動作を妨害す

備砲：四五式二十四糎榴弾砲 砲数：4

大村第二砲台

任務：主として西方海面より二見港に対する敵艦艇の動作を妨害す

備砲：四五式十五糎加農砲 砲数：2

大村第三砲台

任務：主として西方海面より二見港に対する敵艦艇の動作を妨害す

備砲：なし 砲数：なし

大村第四砲台

任務：二見港西方海面より港内に侵入せんとする敵艦艇の動作を妨害す

備砲：なし 砲数：なし

巽谷砲台

任務：附近に配置する野砲と*****及び東方海面よりする敵艦艇の動作を妨害し敵の上陸を阻止す

備砲：三八式十二糎榴弾砲 砲数：4

摘要：要塞司令部にて戦備作業として実施・昭和15年度兵器発送命令により備砲せらる

補助建設物履歴

大根岬電燈

所在：大村字大根崎

種類：発電所敷地 1・交通路 1・射光機（スペア一式十五糎） 1

清瀬弾薬本庫

所在：大村字清瀬

種類：貯水所 1

予備兵器・電燈格納庫

所在：大村第二砲台内

種類第一予備兵器格納庫 1・第一予備電燈格納庫 1

所在：大村第一砲台内

種類：第二予備兵器格納庫 1

所在：南部大村・北部大村軍道***附近

種類：第二予備電燈格納庫 1・第三予備電燈格納庫(斜光機用 1、機械用 1)

軍道

所在：大村西町西北端より第二砲台軍道に至る

種類：南部大村軍道 長 550 米

所在：南部大村軍道と大村第一砲台間

種類：北部大村軍道 長 811 米

通信網

昭和二年以降逐次整備

詳細は履歴表に譲る

<付図>

(図のため省略

大村第一、大村第二、大村第三、大村第四、巽谷砲台の位置が示される)

父島要塞砲台位置図

注記

- 1.大村第一、同第二砲台は昭和 15 年兵器発送命令により備砲せらる
- 2.巽谷砲台は昭和 15 年兵器発送命令により臨時に構築せらる

<付録>

- 1 築城部支部開設当初の業務に関する注意事項
- 2 父島要塞建設要領書
- 3 要塞再整理修正計画要領による父島要塞兵備書
- 4 再修正計画による父島要塞兵備表
- 5 要塞警急戦備下令に応ずる準備に関する件達
- 6 要塞警急(準)(本)戦備下令に応ずる準備に関する件達

1 築城部支部開設当初の業務に関する注意事項

送達乙第 438 号

注意事項送付の件通牒

大正 9 年 8 月 18 日 築城部本部部員 吉田喜久哉

貴支部開設当初の業務に関する注意事項別冊および送付候也

奄美大島 父島 澎湖島 豊予 支部長宛

(注・原文は句読点がないため、適宜入れています。)

各支部長に与うる注意事項

1 要塞建設終了期および建設予算について

各支部において建設すべき要塞は、大正 9 年度より同 13 年度にわたる間に完成せしむるを要す。

本年度各支部の建設費予算は付表第 1 に示すがごとし。

しかして、本年度実施すべき業務はおおむね下（原文・左）のごとし

- イ. 土地買収準備および一部の買収
- ロ. 砲台及び交通路の敷地の測量
- ハ. 通信網の建設（奄美大島および豊予にありては海底線の布設共）
- ニ. 栈橋の架設
- ホ. 船舶の購買
- ヘ. 建築器具の購買
- ト. 工事派出所および宿泊所の建設準備
- チ. なしえれば交通路の一部の築設

明年度以降の予算は追ってこれを示す。

2 支部の編制について

各支部編制の内訳は、概ね付表第 2 に示すがごとし。ただし当分のうちは付表第 3 に示す職員のみを配属せらるる予定なり。

3 砲台建築着手順序について

砲台建築の着手順序は、おおむね付表第 4 に示すがごとし。諸般の準備はこの順序に基づき処理するものとす。

4 土地買収に関しては、国防用土地事務取扱規程に詳細規定されあるも、同規定のほか下（原文・左）に特に注意すべき事項を示す

イ土地買収は、任地到着後第一番に着手し、その区域（一重砲砲台のためには通常約 3 万坪を要す）は大体につきこれを定め、速やかに土地買上承諾書を徴しもって、地主あるいは奸商などをして土地売買上悪辣なる思惑をめぐらす余地なからしむるを要す。従来経験によれば第 1 次買収における地代より第 2 次における地代高く、第 3 次はより以上騰貴する傾きあり。

ロ土地の買収は一定の標準価格により買上げるものとす。これがため、まず関係郡役所ならびに区裁判所または出張所（登記役場）につき、買収予定地付近における最近の土地売買相場を調査し、これを参考として関係市町村長と打合せ、標準地価を定むるを要す。この標準価格は、各地目の地価（この地価は納租上の地価）に一定の倍率を乗じて算出するものとす。例えば、山林 1 畝歩（注・参考：99.17 平方メートル \div 1 アール）の納租上の地価 6 銭なるとも、陸軍はこれに 15 倍する価格をもって買収するものとせば、1 畝歩の買上地代を 90 銭とするがごとし。

この倍率は地方により手加減を要するは勿論なりとす。

最近当部において買収したる、相州三崎方面の倍率を参考のために左に掲ぐ。

- (1) 山林 地価の 15 倍
- (2) 田地 地価の 12 倍
- (3) 畑地 地価の 23 倍半（この地方は畑地乏しきをもつて比較的高価なり）
- (4) 宅地 地価の 15 倍
- (5) 墓地（無税地） 1 坪 2 円 50 銭（石碑の移籍料含む）
- (6) 畦畔（無税地） 1 歩（注・参考：1 坪相当） 20 銭

ハ山林の買収はその樹木を土地と引き離し買収することあるも、かくては自然費用の高上するのみならず、買収後の整理困難なるをもって、遮蔽上必要なる立木は当該地目に含有せしめて買収することとし、独立樹もしくは遮蔽上価値なき場所の立木は、地主に引取らしむるを便とす。

ニ敷地の決定は、別に示す所の砲台設計要図を斟酌して定むるを可とす。

5 時価表

任地に到着せば、なるべく速かに当該地方における労力および材料の時価を調査し、直ちにこれを本部に報告するを要す。これ予算編成の基礎を提供せんがためなり。

6 地形測量について

測量は速やかに完結するの要あるをもって、土地買収準備はかり、その緒に就くや直ちに主力をもって着手するを要す。

測量すべき区域は砲台設計要図により、要図をもって示さざるものはおおむねこれに準拠し区域を定むるものとす。

測量は、砲台敷地内に設置すべき測量基点の位置および標高の決定および敷地の測量とす。

イ測量の基点は将来砲台経始の基準点として使用すべきものなるにより、この目的に合するごとく砲台の除積土部より若干隔離したる地点に選定し、該基点を表示するには石材または腐朽のおそれ少なき木材（少なくとも3年間は腐朽せざるを要す）を移動せざるごとく堅固に設置するものとす。

標高は陸地測量部発行の地形図に一致せしむるため、最近の三角点より「レベル」による導線法により、これを導き決定するものとす。

ロ砲台敷地測量の方法は、多角形図根測量のためには尋常「ブーソル」および「レベル」を持ちうるものとす。しかして砲台に近接しある多角形図根杭は、前述基点標示杭に準して植設し、砲台の経始に便せしむるを可とす。

細部測量の方法は測*測図式によるものとす。

ただし作業を迅速ならしむるため、水準曲線の直接定法には、特に「ニーボーコリマツール」班を編成し得るごとく機械を準備しあり。

梯尺（注・縮尺のこと）は通常砲台にありては1/500、軍道にありては1/10とす。

測量は全部の完結を待たず、1砲台（1軍道分）完成せるごとに、その写しを取り置き、素図はこれを本部に提出すべし。

素図は縮合に容易なるごとく、編合線に符号を付し、かつ、共に何葉としてその組の葉数を記入しておくものとす。

7 地質調査について

砲台敷地の測量実施間において、砲台および交通路付近の地質を実査し、往年地すべりなどの生ぜし有無を査察し、要すれば、砲台設計要図に示す。砲座付近における地質調査のため、試掘を行い、試掘図を調整し、地形測量素図と同時に提出するを要す。また砲台設計要図に示す砲座付近の地質不良なるを発見せしときは、速やかに報告するを要す。

8 測量器具について

測量器具は前述の地形測量の要旨に基づき、その数を定め、製作期日を短縮するため、付表第5に示すごとく、本部において3回（第1回は8月下旬、第2回は9月中旬、第3回は10月中旬）に分ち、購買契約（砲台建築費支弁）をなしあり。ただし、澎湖島および豊予の両支部は前記購買数のうちより、全付表に示す員数を大島本部へ管理替えをなすものとす。

以上のほか、所要の器具は、要すれば、各支部より本部に購買方を委託すべし。

9 通信網について

工事上必要な通信網なかんずく第1著に建築に着手する砲台のものは、本年度内に仮設するを要す。

海底電線は奄美大島および豊予の両支部に限り所要数を交付す。しかし、この布設は逓信省に依頼することなく支部にて布設門橋を急造し、これを実施するものとす。

10 支部使用の船舶について

各支部の船舶は下（原文・左）のごとくする予定なり。ただし、本船は現地において適宜調弁するものとす。

奄美大島	発動機船	2艘	陸軍運輸部に購買交渉中なり
豊予	小蒸気船	1艘	横須賀支部のものを回航転用す
澎湖島	澎湖島要塞司令部の小蒸気船		を臨時借用す
父島			当分備え付けず

11 建築器具の調弁について

建築器具なかんずく多数を要する土工具は、地方人の使用に適するものを選定するを良とす。ゆえに最初において本部にて準備せし器具（支部開設準備要領付表参照）は、一小部分に過ぎず、事後、調弁すべき器具は地方の常習に適するものたるべし。

12 支部の庁舎について

各支部（澎湖島支部を除く）の庁舎は、明10年度において建設（所管経理部担任）せらるる新設要塞司令部のものを使用することに予定せられあり。ゆえに、同司令部庁舎の竣工するまで借家するものとす。しかれども、奄美大島および父島にありては、賃借すべき家屋乏しきをもって、経理部において、これか代用の仮建物を構築する予定なり。

13 支部職員の官舎について

奄美大島および父島支部職員の官舎は、前述庁舎同様、新設要塞司令部職員用のものを使用するかあるいは急造仮建物をもって充当せらるる予定なり。

澎湖島支部の官舎は急造的のものを建築せらるるはず。

以上の官舎はすべて支部庁舎付近に建築せらるる予定なり。

14 臨時派出所、建築事務所および職工人夫の合宿所について

これらの建物は、既設要塞にある不要建物の材料を用い建築する予定なり。なお、この建物は将来、監守衛舎、砲具庫、弾廠などに充当する目的をもって建築するを可とす。

以上の建物は経費これを許せば、なるべく本年度内に建設するを要す。

澎湖島支部にありては、同要塞の兵舎など借用しえるものあらば、復旧返却の条件をもって、なるべくこれを借用するを可とす。

15 支部開設準備結了および報告について

支部開設準備結了せば、支部を開設し、ただちに電報をもって報告するものとす。

16 支払いに関する件

奄美大島、父島、澎湖島支部にありては、人件費および支部所在地付近における物質を購買したる場合に限り、現金前渡官吏・・・・

（以後の文章は不鮮明にて、解読不能）

< 付表第 1 >

大正 9 年度各支部砲台建設費令達額

支部名	令達額予算
奄美大島	143137 円
父島	42179 円
澎湖島	21357 円
豊予	43526 円

大正 9 年度要塞整理費使用計画

	奄美大島	父島	澎湖島	豊予	金額 円
砲台地買収額	25600	13800		10600	
旅費	2000	200	1000	200	
陸上線架設	61065	2950	6134	3400	
海底線架設	4900			3350	
棧橋	5000	3000		3000	
汽船（発動機船）	18000				
和船	3000		779	1000	
測量機械類	2610	2690	2560	2430	
派出所事務所	2680		1507	1392	
係官宿泊所	6120	6310	3610	3460	
職工合宿所	2027	5278	1900	2764	
倉庫	3300	5454	1370	2500	
建築用器具機械	2600	1900	1900	1730	
汽船回航費				3200	
砲台建築費					
運航費	2500			4000	
計	143137	42179	21357	43526	250199

<付表第2>

新設築城支部編制内訳表

区分	奄美大島支部	父島支部	豊予支部	澎湖島支部	
支部長	1	1	1	1	
大尉	4	2	2	3	
技師	1	1	1	1	
上等工長	4	2	2	4	
下士	6	3	2	4	
技手	4	2	1	3	
主計	1	1	1	1	
計手	2	1	1	1	
軍医	1	1			
看護長	1	1			
計	25	15	11	18	
備考	1, 大尉は中尉を、上等工長は曹長を、技手は下手を、もって代用することを得。				

<付表第3>

新設築城部支部職員任命時期区分表

奄美大島支部

	支部長	部員	上等工長	工兵下士	技手	主計	軍医
第1回	1	2	2		1	主計 1 計手 1	
第2回			2		1		軍医 1 看護長 1
第3回				8		計手 1	
第4回		1					

父島支部

	支部長	部員	上等工長	工兵下士	技手	主計	軍医
第1回	1	2	1	1	1	主計 1 計手 1	
第2回			1		1		軍医 1 看護長 1
第3回				2			

豊予支部

	支部長	部員	上等工長	工兵下士	技手	主計	軍医
第1回	1	2	2	1			
第2回					1	主計 1 技手 1	
第3回				1			

澎湖島支部

	支部長	部員	上等工長	工兵下士	技手	主計	軍医
第1回	1	2	1	1	1	主計 1 計手 1	
第2回			1				
第3回				4			

備考

- 1.第1回は編成発令と同時に、第2回は9月、第3回は10月、第4回は12月に任命せらるるものとす。
- 2.上等工長のうちには進級停年を有する曹長を含む。
- 3.本表以外の上等工長、下士、技手の要員は、12月以後において必要に際し、これを任命するものとす。

< 付表第 4 >

砲台建築着手順序表

	大正 9 年度末または大正 10 年度初期より 着手すべきもの	大正 11 年度以降着手すべきもの
奄美大島	渡連砲台、江仁屋砲台、西古見第一砲台、 嘉鉄第二砲台	嘉鉄第一砲台、西古見第二砲台、 実久砲台
父島	大村第一砲台、大村第二砲台	大村第三砲台、大村第四砲台
豊予	高島第二砲台	
澎湖島	猪母水砲台、外按社砲台	大山砲台、西嶼東堡壘

2 父島要塞建設要領書

大正9年8月19日
参謀本部

父島要塞建設要領書目次

第1章 要塞の任務

第2章 永久防御設備

第3章 建設上顧慮すべき要件

付 表

第1 父島要塞備砲ならびに備付弾薬員数表

第2 父島要塞補助建設物表

付 図 (略す)

第1 父島要塞編成要図

第2 父島要塞補助建設物 (通信網欠) 要図

第3 父島要塞通信網要図

第4 父島要塞榴弾砲台観測所視界要図

父島要塞建設要領書

第1章 要塞の任務

海上および上空よりする敵の攻撃に対し、二見港を掩護し、もって南方諸島方面における我が海軍の拠点成形するにあり。

第2章 永久防御設備

前記の任務を達成するため新設すべき永久防御設備の大要、次のごとし。
(付図第1、第2、第3参照)

その1、砲台およびその目的

1、大村第一砲台

父島の四周、特に二見港前方の一帯に海面より同港に対する敵艦艇の動作を妨害す。

2、大村第二、第三砲台

主として西方海面より二見港に対する敵艦艇の動作を妨害す。

3、大村第四砲台

二見港西方海面より港内に侵入せんとする敵艦艇の動作を妨害す。

その2、兵備

備砲およびその備付弾薬数は付表第1のごとし。

その3、補助建設物

構築すべき補助建設物は付表第2および付図第2、第3のごとし。

第3章 建設上顧慮すべき要件

1. 砲台の射界は付図第1に示すがごとき。
2. 大村第二、第三砲台はその前方に約3000mの死角を許す範囲において、つとめて深く遮蔽するを要す。また大村第四砲台はその前方に約500mの死角を許し、かつ海上よりする敵火に対し、確実に掩護せらるるを要す。
3. 敵の縦斜射をこうむるおそれある砲台は敵火の効力を減少するため、火砲を広間隔に、あるいは梯次に配置するなどの*置を講ずる要す。
4. 榴弾砲砲台観測所の視界は付図第4の如し。
5. 電灯の照明区域は付図第2に示すが如し。
6. 重要な補助建設物は海上および上空よりする敵火に対し、つとめて確実に掩護せらるるを要す。
7. 敵火の危害をこうむりやすき部分の通信網は、地下構築によるものとする。
8. 諸建設物は、歩兵1000名、重砲兵600名、工兵200名を基準として構築するものとする。特に給水に関し、顧慮するを要す。
9. 第2章その3以外の補助建設物は戦時の施設にゆずるものとする。

<付表第1> 大正9年11月 要塞建設要領改正要項により訂正

父島要塞備砲ならびに備付弾薬員数表

砲台		大村第1	大村第2	大村第3	大村第4	予備砲
備砲	二十三口径榴	4				
	十五加		4	4		
	七.五加				4	
	山砲					イ 8
	高射砲					ロ 6
	機関銃					ハ 12
	備砲弾薬	300 発	800 発		600 発	(イ) 600 発 (ロ) 300 発 (ハ) 20000 発
備考	1. 弾薬は1門(銃)のものを示す。 2. 本表のほか、 小銃弾薬は歩(工)兵1銃500発、重砲兵1銃300発とす。					

<付表第2>

父島要塞補助建設物表

	大村	清瀬	大根崎	計
弾薬本庫	1			1
火薬本庫	1			1
糧秣本庫		1		1
砲廠		1		1
電灯			1	1
兵舎		1		1
備考	1.本表のほか、 砲具庫、弾廠、監守衛舎、貯水所あるいは井戸などを構築するものとす。 また、大村海岸および兄島瀬戸両岸に繋船場を設く。 2.糧秣本庫は守兵の6ヶ月分を貯蔵しえるごとく設備するものとす。 3.本表のほか、戦時病院に充当すべき掩蔽部を構築するものとす。			

3 要塞再整理修正計画要領による父島要塞兵備書

昭和 8 年修正計画要領 父島要塞兵備表
(書き写しに際し、一部略)

	現在	修正計画
大村		
第 1	四五式二十四榴 4	四五式二十四榴 4
第 2	四五式十五加 4	四五式十五加 4
第 3	三八式十加 4	三八式十加 4
第 4	三八式十二榴 4	三八式十二榴 4

	現在	修正計画	
予備		九〇式二十四列車加 2	
		四五式十五加 2	四五式十五加 2
		鋼製九臼 4	
		十一年式七加 4	十一年七加 4
		三八式野砲 8	三八式野砲 12
		四一式山砲 8	四一式山砲 16
		機関銃 16	三年式機関銃 28
			固定式一米五十電灯 1
		移動式一米五十探照灯 3	
			可動式一米五十電灯 2
			移動式九十糎探照灯 2
			移動式七十五糎探照灯 4
		八八式七糎高射砲 4	高射砲 8
			臨時高射砲 4
		高射用観測具 1	高射用観測具 4
			一米五十探照灯 3
			空中聴音機 (4)
			高射機関砲 4
	高射機関銃 12	高射機関銃 12	
		三年式機関銃高射用具 28	
		電波探信儀 4	

備考	<p>1.現在*に掲げたるは、昭和 8 年度陸軍動員計画において、定められたるものとす。</p> <p>2.大村第一、第二などは、*時備砲するものとす。</p>
----	--

4 再修正計画による父島要塞兵備表

昭和 12 年再修正計画 父島要塞兵備表
(書き写しに際し、一部略)

	修正計画	再修正計画	備考
大村			
第 1	四五式二十四榴 4	同左 (原文・同左)	砲*は既定のものを利用し、 大砲は兵器廠備管のものを備砲す
第 2	四五式十五加 4		
第 3	三八式十加 4		
第 4	三八式十二榴 4		
予備	九〇式二四列車加 2		
	四五式十五加 2	同 4	**保管のものを戦時増加支給す 野羊山付近に配備予定
	十一年式七加 4	同左 (原文・同上)	現在あり (大村第三砲台付近に配備予定)
	以下省略	三八式野砲 8 三年式機関銃 16	同上 (原文・同右) 同上 (原文・同右) (天狗鼻付近に配備予定)
		十*****2 高射用観測具 2 空中聴音機 5	現在あり 各一を電灯および照空灯付近に 配備予定
		高射機関銃 12 四一式山砲 8 鋼製九臼 4	現在あり 現在あり 同上 (原文・同上)

5 要塞警急戦備下令に応ずる準備に関する件達

陸支機密第 76 号

要塞警急戦備下令に応ずる準備に関する件達

関係陸軍部隊

要塞警急戦備下令に応ずる準備に関し下（原文・左）の通り定む
昭和 16 年 7 月 3 日

陸軍大臣 東條英機

1. 各軍司令官は、管下下記（原文・左記）要塞に、昭和 16 年度帝国陸軍国土防衛計画訓令に示す警急戦備守備部隊中の重砲兵部隊を速やかに派遣し、隠密に随時警急戦備につきえるの準備を整えしむるとともに、所要の訓練、特に高射砲要員の急速教育を実施するものとする。

下 記 （原文・左記）
津軽要塞、父島要塞、下ノ関要塞、壱岐要塞、
対馬要塞、鎮海湾要塞、長崎要塞、羅津要塞、
旅順要塞、~~喜岐要塞~~、高雄要塞、澎湖島要塞

2. 前号重砲兵部隊の派遣は、警急戦備計画によるものとし、同計画上の昭和 16 年度陸軍動員計画令細則第 36 条に基づく人員は臨時招集するものとし、当該部隊の定員外とす。
装備は昭和 16 年度警備計画により充当しあるものを充当するものとする。ただし、派遣部隊所要糧秣中、父島・対馬以外は警急戦備計画による非準備糧秣を使用することなく、当分のうち、内地にありては陸軍糧秣補給規程 朝鮮・台湾および関東州にありては、それぞれ、朝鮮・台湾・関東軍司令官の定むる補給担仕部隊に請求の上、交付を受けるものとする。
3. 収容施設等の臨時施設は警急戦備配備に準じてこれを行うものとする。
4. 各要塞高射砲要員は動員にあたり、当該要塞重砲兵連隊の編制に入るべき人員を充用し、基礎教育は各軍ごとに適宜の場所に集合せしめ、速やかに実施するものとする。
5. 各軍司令官はなるべく速やかに部隊派遣の状況、教育計画を、また、適時教育訓練実施及び警急戦備準備の進捗を、陸軍大臣、参謀総長、教育總監に報告するものとする。
6. 本達による輸送に関しては、昭和 12 年陸支密第 1562 号の規定を準用するものとする。
7. 本達実施に要する経費は臨時軍事費支弁とす。

陸支機密第 257 号

要塞警急（準）（本）戦備下令に応ずる準備に関する件達

関係陸軍部隊

要塞警急（準）（本）戦備下令に応ずる準備に関し下（原文・左）の通り定む

昭和 16 年 9 月 20 日

陸軍大臣 東條英機

1. 各軍司令官は管下下記（原文・左記）要塞に、昭和 16 年度帝国陸軍国土防衛計画訓令に示す警急（準）（本）戦備につきえるの準備を整えしむるとともに、所要の訓練、特に高射砲要員の急速教育を実施するものとする。

下 期 （原文・左記）

東京湾要塞 : 以上警急戦備

宗谷要塞、津軽要塞、永興湾要塞、旅順要塞、奄美大島要塞、基隆要塞 : 以上準戦備

北千島要塞、父島要塞、羅津要塞、高雄要塞、澎湖島要塞 : 以上本戦備

2. 収容施設、防御營造等の臨時施設は 10 月末日を目途とし、警急（準）（本）戦備計画に準じてこれを実施するものとする。ただし、施設の内容は軍司令官において派遣（動員）部隊その他の関係により、適宜、取捨変更するものとする。その基準はおおむね下（原文・左）のごとし。
 1. 臨時施設は父島要塞を除く要塞にありては、派遣（動員）兵力に応ずるごとく、計画を縮小実施するものとする。
 2. 一般に砲測弾薬庫、機関銃砲等は軽掩蔽部程度とす。
 3. 既設砲台の移動は実施せざるを本則とす。
 4. 建築材料は第 1 号に応ずるものを逐次送付するものとする。
3. 建築施設（防御營造物を除く）は戦備計画にかかわらず、当該経理部の担任とす。ただし、必要に応じ、協議の上、これが実施を当該要塞司令官に委託するを得る。
4. 糧秣、被服その他非準備品は派遣（動員）兵力および前諸項に応じ、これを削減し、その送付は 10 月末を目途とし、適宜実施するものとする。ただし、派遣部隊所要糧秣中、父島・壱岐・対馬・奄美大島・北千島・澎湖島以外は、準（本）戦備計画による非準備糧秣を使用することなく、当分のうち、内地にありては、陸軍糧秣補給規程、朝鮮・台湾・関東州にありては、それぞれ、朝鮮・台湾・関東軍司令官の定むる補給担任部隊に請求の上、交付を受くるものとする。
5. 各軍司令官はなるべく速やかに部隊の現況、教育訓練の状況、戦備の進捗状況を、陸軍大臣、参謀総長、教育総監に報告するものとする。
6. 本達による輸送に関しては、昭和 12 年陸支密第 1562 号の規定を準用するものとする。
7. 本達実施に要する経費は臨時軍事費支弁とす。

<以上、現代文訳終わり

文責 吉井信秋>